

【資料】

令和5年度市町村民税所得割課税額等の確認の仕方

- * 認定の可否は、園児と同一世帯に属し、生計を一にしている父母及びそれ以外の扶養義務者(家計の主宰者である場合に限る。)の令和5年度市町村民税所得割課税額の合計額によって判定されます。
- * 税額通知書や納税通知書をお持ちの方は、こちらの資料をご参考ください。
- * 小学校3年生以下の兄・姉が2人以上いる世帯の場合、課税額にかかわらず補助対象となります。

◎ 税額通知書で確認する場合(←緑色で印字された細長い紙です。)

令和5年度 給与所得等に係る市民税・府民税 特別徴収税額の決定・変更通知書 (納税義務者用)

市民税 府民税 額	税額控除前所得割額④	100,010
	税額控除額⑤	37,080
	所得割額⑥	62,900
	均等割額⑦	3,500

(摘要)
住宅借入金等特別税額控除額2,550円 内訳 市1,530円 府1,020円

※ この場合、住宅借入金等特別控除があるため、その内の市民税所得割額控除分を「所得割額⑥」に加算してください。
⇒ 62,900円 + 1,530円 = 64,430円 となり、77,101円未満のため、補足給付事業の補助対象となります。

・市民税非課税の場合は、金額はすべて空欄になっています。
・所得割額は、「所得割額⑥」の欄に記載されている金額(この場合は62,900円)です。

◎ 納税通知書で確認する場合

別記様式第51号 市・府民税(宇治市) 1/2

令和5年度 市民税・府民税 税額決定 通知書 (個人住民税) 納税

〇〇〇〇様
宇治市長 松村 淳子 @

令和5年度 市民税・府民税課税明細書

市・府民税(宇治市) 2/2		左の課税標準額に対する所得割額	
		市民税額(円)	府民税額(円)
税額控除	住宅借入金等特別税額控除	1,530	1,020
①控除後所得割額		62,900	
②均等割額		3,500	
合計(①+②)		66,400	
年 税 額 (円)			